## 〇石川県警察ヘリポート管理に関する訓令

昭和61年12月1日石川県警察本部訓令第13号

改正 平成元年7月27日警察本部訓令第13号 平成2年11月19日警察本部訓令第16号 平成6年9月30日警察本部訓令第26号 令和3年6月21日警察本部訓令第16号 令和5年12月4日警察本部訓令第25号

石川県警察ヘリポート管理に関する訓令を次のように定める。

石川県警察ヘリポート管理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、航空法(昭和27年法律第231号)に基づき、石川県が設置する石川県警察ヘリポート(以下「ヘリポート」という。)及びヘリポートに付属する施設の維持管理について必要な事項を定め、もってこれを使用する回転翼航空機(以下「航空機」という。)の運航の安全を確保することを目的とする。(ヘリポートの定義)

第2条 ヘリポートとは、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。 (管理責任者)

第3条 ヘリポートの管理は、石川県警察本部警備部長が行うものとする。 (管理業務内容)

- 第4条 ヘリポートの管理業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 航空機の離着陸に関すること。
  - (2) ヘリポート及び付属施設の整備並びに機能保持に関すること。
  - (3) ヘリポートの監視及び警備に関すること。
  - (4) 航空機の給油及び排油に関すること。
  - (5) その他ヘリポートの管理に関すること。

(禁止行為)

- 第5条 ヘリポートにおいては、次の各号に掲げる行為を禁止する。
  - (1) ヘリポートの使用に関係のない者の立入り、車両の進入及び物品の集積を行うこと。
  - (2) 火気を使用すること。
  - (3) その他ヘリポートの機能を損うおそれがある行為
- 2 管理責任者は、航空法第53条及び前項に定める禁止行為をヘリポート周辺に掲示しなければならない。

(設置基準の維持)

第6条 管理責任者は、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第79条の設置 基準に適合するよう、定期的にヘリポートを検査しなければならない。

(改修その他の工事を行う場合の措置)

- 第7条 管理責任者は、ヘリポートの改修その他工事を行うときは、保安上必要な 措置を講じるとともに、必要な標識を設置し、航空機の運航に支障の生じないよ うにしなければならない。
- 2 ヘリポートにおいて工作物等を設置し、又はヘリポート内の土地、建物その他 の施設を使用しようとする者は、管理責任者の承認を得なければならない。 (災害対策)
- 第8条 管理責任者は、天災その他の原因により航空機の離着陸の安全を阻害する おそれが生じたときは、直ちにヘリポートの使用を禁止し、その旨警察本部長に 報告しなければならない。
- 2 管理責任者は、ヘリポートにおける航空機の火災その他の事故に対処するため、 適宜その訓練を実施しなければならない。

(遵守事項)

- 第9条 ヘリポートを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) ヘリポートの運用は、24時間運用とする。
  - (2) 離着陸しようとするときは、あらかじめ管理責任者の許可を受けるものとする。
  - (3) 機体全長18メートル以上又は全備重量5トン以上の航空機の使用は、制限するものとする。
  - (4) ヘリポートの立地条件及び気象特性により、次に掲げる運航は制限するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

ア エプロンに直接進入すること。

- イ ヘリポート運用上の最低の気象条件を満たしていないときに航空機を運航 すること。
- (5) 航空機の滑走路、エプロン間の移動は、昼間にあっては自走、夜間にあって はけん引によるものとし、原則として地上に誘導員を配置するものとする。
- (6) 人の乗降、荷物の積卸しは、昼間にあってはエプロン、夜間にあっては滑走 路において行うものとする。

なお、航空機の整備及び係留については、エプロンにおいて行うものとする。 (給油作業等の制限)

- 第10条 ヘリポートにおいて、航空機の給油又は排油を行う者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 次の場合には、航空機の給油又は排油を行わないこと。

- ア 発動機が運転中のとき。
- イ 航空機が格納庫にあるとき。
- ウ 必要な危険防止措置が講じられている場合を除き、航空機内に人がいると き。
- (2) 給油又は排油中は、航空機の無線、電気設備の操作その他静電気火花放電を起こすおそれのある行為を行わないこと。

(関係機関との連絡体制)

第11条 管理責任者は、ヘリポートの運用に関する非常事態に備え、関係行政機関等との連絡体制を樹立し、これを明らかにしておくものとする。

(業務日誌)

- 第12条 管理責任者は、業務日誌(別記様式)を備え、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
  - (1) 業務日誌に規定されている内容についての運航前点検
  - (2) その他所要事項の記録

(実施規定)

第13条 この訓令の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この訓令は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則(平成元年7月27日警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成元年8月1日から施行し、この訓令による改正後の石川県警察 ヘリポート管理に関する訓令の規定は、平成元年7月1日から適用する。

附 則 (平成2年11月19日警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成2年11月20日から施行する。

附 則(平成6年9月30日警察本部訓令第26号)抄

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(令和3年6月21日警察本部訓令第16号)

この訓令は、令和3年6月21日から施行する。

附 則(令和5年12月4日警察本部訓令第25号)

この訓令は、令和5年12月4日から施行する。

業 務 日 誌

警備課長船		亢空隊	長	次	席	副	隊士	曼(	係				年		月		B		)
				-						B	<u></u>	11			日		4		•
勤務員	総	j	1	v.	名	事	故	÷	名	現	ī	生		名	事改	女内	訳		
天 候	午	自	前							午	1	爰							
	着	ß	t E	帯						航3	空保	安力	拖 設					4	
ヘリポー の状	滑	力	=	路						格	ŕ	内	庫						
	誘	淖	享	路						エ	プ	口	、ン		-				
ト況	標	識	施	設						給	油	施	設						
	進	入	表	面						転	移	表	面						
ヘリポート	使	用開	始目	诗 刻					-	使月	<b>月終</b>	了师	寺 刻						
	Щ	発進	- I F	司粉	出	Š	発			—— 接	关 地	回	数		走	路			
	11.1	元匹	ハロ	ᆸᅑ	進		۲			19 AG			四 奴		プロ	ン	*	,	
の使用状況					所	Į.	萬型	<b>元</b>	登銀	录記	号衤	<b>争</b> 联	f 間	発	時	間	備		考
	外	外来		機															
																		-	
関	飛	行言	十	画書	提	Ł	出				,	終	Ť	結		,			
諸	航	空	情	報															
係諸機関との連絡	気	象	情	報	気 象 台					Į.			自衛隊					-	
			IFI	ŦIX		表表	置					そ	の1	也				ı	
絡	そ	0	)	他															
特記事項																			

航空法施行規則第92条関連

務													
				· •									
FF							,					•	
	防護点検(日常)					~			飛行場消	1回)	~		
点検等	防護	護訓 練	東等(年2回)			~		^	ヘリポート	2回)	~		
		区	分		本 回 数	日 F	- 目	月 回 数	以 時間	備		考	
		災	害	警	備								
	警	警	備	実	施							· .	
		事	件	捜	查								
		警	備	訓	練	-							
	備	そ	Ø,	)	他								
		小			計					-	,		
飛	警	<b>数</b>			6							÷	
)	ら活	訓			練				·				
	動「	小	•		計							-	
行	特	緊	配	活	動								
	別 -	初	動	措	置.				-				
		救	難	救	助								
英	活	自	隊	用	務					·			
	動	小		***************************************	計								
<u> </u>	Hita	総	務・	警	務					:			
績	警察	生	活	安	全								
	察業務	刑			事								
	の「	交			通								
	援活	応	援	派	遣								
	支援活動等	そ	0	)	他								
	4	小			計								
	í	<u> </u>	計										
			孩	え間:	飛行								